

第2回南部町・南部川村合併協議会会議録

南部町・南部川村合併協議会

第2回南部町・南部川村合併協議会会議録

開催日時	平成14年12月11日(水) 午後1時30分開会・午後4時15分閉会							
開催場所	南部町役場 3階 大会議室							
議長氏名	玉井 尚 委員(南部町)							
会議録署名委員								
出席並びに 欠席委員 出席 21名 欠席 0名 凡 例 出席 欠席 ×	委員氏名			出欠	委員氏名			出欠
	南 部 町	副会長	山崎 繁雄		南 部 川 村	会長	山田 五良	
		委員	玉井 尚			委員	小山 博	
		委員	平松 泰一			委員	中家 克己	
		委員	宮崎 常二			委員	西玉 集一	
		委員	杉本 正博			委員	今木 國隆	
		委員	立田 圭一郎			委員	井口 黎明	
		委員	三前 雅信			委員	坂本 さわ彥	
		委員	西野 正和			委員	西 定吉	
		委員	永井 恵子			委員	永井 俊子	
	委員	尾崎 剛通		委員	前田 操			
県	委員	小住 博章						
合併協議会事務局	事務局長	小谷 芳正		事務局	谷本 忠広			
	事務局次長	大江 弘一		事務局	柴田 一人			
	事務局	寺谷 敦						
会議次第	別紙のとおり							
会議の経過	別紙のとおり							

会 議 次 第

1. 開 会
2. 会 長 挨 拶
3. 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名

4. 議 事

議案事項

- 議案第 6 号 新町建設計画策定に係るアンケートについて
- 議案第 7 号 新町建設計画策定方針について
(追加提案)
- 議案第 8 号 新町の名称に関する専門委員会設置要綱について
- 議案第 9 号 議会議員の定数等に関する専門委員会設置要綱について

協議事項

(協議・確認)

- 協議第 1 号 合併の方式について
- 協議第 2 号 合併の期日について
- 協議第 3 号 新町の名称について
- 協議第 4 号 新町の事務所の位置について
- 協議第 5 号の 1 字の区域及び名称の取扱いについて(再提案)
- 協議第 6 号 条例・規則の取扱いについて
- 協議第 7 号 議員の定数及び任期の取扱いについて
- 協議第 8 号 特別職の身分の取扱いについて

(提案)

- 協議第 9 号 旧町村の慣行の取扱いについて
- 協議第 10 号 農業委員会委員定数及び任期の取扱いについて
- 協議第 11 号 地方税の取扱いについて
- 協議第 12 号 一般職員の身分の取扱いについて
- 協議第 13 号 一部事務組合等の取扱いについて
- 協議第 14 号 介護保険事業の取扱いについて
- 協議第 15 号 消防団の取扱いについて

確認事項

- 第 3 回合併協議会開催日程等について

5. 閉 会

第 2 回 南部町・南部川村合併協議会

日 時 平成14年12月11日 午後 1 時30分

場 所 南部町役場 3 階大会議室

議長 こんにちは。ただいまより第 2 回南部町・南部川村合併協議会を始めさせていただきます。

ただいまの出席委員数は21人です。過半数に達しており、南部町・南部川村合併協議会規約第 8 条第 3 項の規定を満たしておりますので、会議を始めさせていただきますと思います。

それでは、まず開会に当たり、南部町・南部川村合併協議会会長であります山田五良よりごあいさつをいたします。

会長 年末になりまして、大変お忙しい中ですが、全員のご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、先日は山梨県の南部町、富沢町の研修にご参加をいただきましたこと、ご苦労さまでございました。

きょうは第 2 回目の協議会で、実質的にはきょうからということになります。既にお示ししている議事、それから協議事項、確認事項、それから提案事項につきましてご協議を始めていただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、開会のあいさつにさせていただきます。ありがとうございました。

議長 これで会長のあいさつを終わります。

それでは、会議次第に従いまして議事に入るわけですが、その前より、事務局よりお願いがあるそうですので、事務局長、よろしくお願います。

事務局長 すみません、事務局から 1 点だけお願いをいたしたいと思います。

この協議会は、南部町と南部川村の代表の方にご参加をいただいております。会議録の作成上、質疑、ご意見等ございましたら、まず挙手の上、議長の指名を受けた後、ご自分の所属町村及びお名前を告げていただいてから質問、ご意見をいただけますようよろしくお願いをしたいと思います。ご協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議長 それでは、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議録署名委員は、南部町の H 委員、南部川村の G 委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議事の 1、議案事項で、議案第 6 号の新町建設計画策定に係るアンケートについて、事務局より説明をお願いします。

事務局長 本日の資料を表紙を合わせて4枚めくっていただきますと、下にページ数打ってございます。ページ1、ご説明申し上げます。

議案第6号 新町建設計画策定に係るアンケートについて。

新町建設計画策定に係るアンケート調査の実施(案)について別紙のとおり提出する。

平成14年12月11日提出、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良。

2ページをお願いします。

新町建設計画策定に係るアンケートについて。

新町建設計画策定に係るアンケート調査の実施(案)。

新町建設計画策定に係る案調査の実施方法について。

1としまして、調査の趣旨。新町建設計画策定のための住民意向調査を行うためのものでございます。

2としまして、調査時期。予定は平成14年12月から平成15年1月の間に調査を行いたいということ。

3としまして、調査対象者、平成14年12月1日現在で南部町と南部川に在住する18歳以上の住民の20%。そこにございますように、住民基本台帳人口、12月1日現在、南部町で6,702名、南部川村5,330名の計1万2,032名。その20%ということで、南部町では1,340人、南部川村では1,066人、合わせて2,406名の対象者としてお思います。

4番目、調査方法として、アンケート調査依頼文、アンケート票を本人あてに郵送で配布し、郵便で回収する方法をとりたいと思っております。

それで、先日、第1回目のときにお配りしてあったかと思えます。アンケートの案、事務局から出させてもらった案なんですけれども、ここの中身のことも含めまして、ご協議いただけたらと思えます。よろしくをお願いします。

議長 ただいま事務局より議案第6号の新町建設計画策定に係るアンケートについてについての説明がございました。これにつきまして、皆さんにご審議いただきたいと思えます。

ご意見、ご質問ございませんか。

南部川のG委員。

G委員 このアンケートにつきまして、少し将来的な人材育成につきましての項目を少しどこかに入れていただきたいと思います。

将来、この町を背負って立つ若い人たちの人材育成について、皆さんの地区の方がどのようにお考えか、それと将来的に育成するに当たり、少しいろいろな学校もそうですし、それを育てていくためのお願いもまたできるかと思うんですが、一応皆さんにお聞きしていただきたいと思うんですが、よろしくをお願いします。

議長 ただいまG委員からアンケートの項目の中へ人材育成についての項目を入れよと、こうい

うことですね。

南部のH委員。

H委員 アンケートの設問の13ですけれども、「豊かな自然環境を守っていくためにどうしたらいいと思いますか」という設問でありますけれども、その選択肢に、1番「農地の保全（官民協働）」と、こう出ておるんですけれども、自然は海も含まれると思いますので、「森林、農地、また海の環境保全」というふうに、海を入れたらどうかと、そのように思いますけれども、ご検討いただけたらと思います。

議長 G委員、よろしゅうございますか。今の何やろう、人材育成の項目を入れということやろう。今のGさんに対する……。

H委員 いや、違う。

議長 別の意見だな。

H委員 別の意見。

議長 失礼しました。それでは、もう一つ、自然保護に関する項目、海を入れるということね。そういう項目も入れてほしいと、こういう南部のH委員からの説明でございました。

ほかに。

なければ、それでは事務局の見解をお願いします。

事務局長 ただいまいただきました意見等を踏まえまして、幹事会を開催いたしまして、そこで十分アンケート項目を精査をし直しまして、委員の皆様方にご連絡申し上げた後、実施する方向とさせていただきますと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

議長 よろしゅうございますか。

事務局長 そうしたら、海の問題、人材育成の項目等含めまして、幹事会の方で再度精査をし直して、作成したいと思っております。よろしくをお願いします。

議長 それでは、項目についてはほかにございませんか。

なければ、ほかのことでご質問、ご意見ございませんか。

20%という数字は、それでよろしゅうございますか。18歳以上の20%。そんなものですか。

南部川、A委員。

A 委員 回答いただく方の抽せんするんですか。どういう形で出すんですか、アンケート調査...
...

議長 回答者の20%の選び方やな。

A 委員 選び方ですね。例えば、痴呆症なんかで書く能力のない方もあるんです、中には。そういう方あたりへ行った場合、回答も全くできないというような状況になったり、また入院している入院って、遠くの町へ入院しておられる方なんかも回答できないというような場合もあるんで、そのあたりどうするのかなと。
以上です。

議長 事務局。

事務局長 人選につきましては、機械的にアトランダムに選ぶこととなりますので、18歳以上の方はもうすべて対象としますので、入院されておる方とかという省く方法は考えてございません。意図的になっても悪いこともありまして、もう機械的に出てきた分を送らせていただきたいというふうに考えてございますけれども。

議長 よろしいですか。

A 委員。

A 委員 例えば、家族の中で、回答したいんやけれども、来た人がそういう形であるんで返事ができんという場合があるんで、できたら回答できるような方だと思うんですが、そのあたりどうでしょうか。

議長 事務局。

事務局長 一応、自分でよう書かない方とか判断できない方の場合も送る可能性がございますので、以前南部町でアンケートをとった場合は、家族の方で代理の方法を認められたと聞いておりますので、今回もその扱いでいきたいと思っておりますので、その分も書き添えて皆様方にご連絡申し上げます。

議長 よろしいですか。

E 委員。

E委員 すみません、今のことに関連してなんですけれども、南部町のアンケートの場合、私のところも入ってきたんですけれども、私、一応議会へ出ている関係上、どうしても目を通すということで、家内がどうしたらええんないといって問いを受けることがあるんで、そんなことになる、どうしてもこっちが避けなければならないということがあるんで、そこらのないような形を何とかとる方法はないですか。

例えば、役場の職員にしたって、ある程度のそういうところへ入ってくると、どうしてもそういう先入観というんですか、そういうものが入るので、できるだけそういうことのないような方法をとる方法はないでしょうか。

以上です。

議長 はい。

事務局長 ただいまの件ですけれども、いろいろなケースがあると思います。相談される場合、役場の職員に行く場合も可能性としてはあるわけなんで、そこらにつきましては、極力本人さんの意見ということで把握していただきたいと事務局は考えてございますので、そこらも記入要領の中に再度詳しく含めて記入をして、配布する方向で考えていきたいと思っております。

あと、いろいろな各項目、今16項目あるわけなんですけれども、そこらも再度、全項目含めまして幹事会で精査し直したいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

議長 ほかに。

南部、I委員。

I委員 参考のためにお伺ひしたいんですけども、前に南部町でとったアンケートで、回収率どのぐらいか、ここでわかりますかね。

次長 わかります。76%。

I委員 76%の回収率。あれも2割の……。

次長 1,500人。

I委員 1,500人。

次長 はい。

I 委員 そうしたら、約 2 割だな、8,000人の。

議長 よろしい。

I 委員 結構です。

議長 では、ほかに。

ほかに質問はございませんか。

なければ、ただいま出ました意見を十分ひとつ検討をしていただいで、事務局の方で作成をしていただきたい、事務局の方でそういう方法をとっていただきたいと、こういうふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、この件につきましては、これでご承認いただけると、こういうふうに把握してよろしゅうございますか。

J 委員 この前のアンケート、うち、おばあちゃんも私も来たんですよ。そういう出し方というのは、今、I さんも 2 つ来たと言うてるねんな。

議長 そうしたら、南部のその出し方はどうしてくれたか、ちょっと話してやってくれますか。

J 委員 ただ、20%の中に、今、Kさんのところも 2 枚来と。うちも 2 枚来た、ここも 2 枚来たって、もうちょっと 1 戸に限りというような方法には考えられないでしょうか。無作為に名前を掘り出して、たまたま 1 軒に私のところも 2 つ、今ここで話しただけでも、K さんも 2 つ、I さんも 2 つと言われる。そういう考え方というのはいかがでしょうか。

事務局長 すみません、ちょっと南部町のは機会的に選んだらそうなったということらしいですけども、今回考えてございますのは、年代別に男女別に 2 割になるように機械的に選びますので、今回もその可能性は多分にあるかと思えます。20代の男子で 2 割先に選んで、女子選んで、30代の男子、女子って、順番に機械的に 5 人飛ばし、2 割ですので、5 人飛ばしですか、というふうには選ばせていただきますので、重なる可能性もあるかと思えますけれども、そうしないと意図的になってしまいますので、それは避けたいなと考えてございますので、アトランダムで選出したいと思っております。

J 委員 そうしたら、また、何十代、20代、40代って何割ともう決めていくんだったら、余り80代以上、うちの母親らにもらっても、ほんまに聞いてあげても判断ができないのに、何のためのアンケートかといって、そういう人たちの人権もあると思えますけれども、そこら辺のこれからの未来を考えていく年代の人には多く割合を持っていったというようなことは、やはり人権無視です

か。

議長 L 委員。

L 委員 今、Jさんから私とよく似た質問ですけれども、この間のアンケートですね、私のところの息子の嫁にもアンケートが来たのやけれども、南部町がどこがどこやらわからんのやけれども、アンケートをしたというようなこともあるんで、もうちょっと20代以上だったらとか、今、80代の、ちょっとJさんのお母さんはそれは何か知らんけれども、年いって、もうちょっとわからんというような人ではちょっと困ると思うんで、その辺でもうちょっと調査した中でしてもらおうというわけにはいかんでしょうかなと思ひまして。

副会長 ちょっと答弁させてもらうけれども、アンケートというのは、作為が入っては絶対悪いんですよ。だから、その人たちは、それは郵送されないケースだってこれ、あるわけなんで、だから逆に言ったら、郵送してくれる人にだけ出すとか、これもいけない。だから、今おっしゃったように、もう出した人が寝たきりであるとか、あるいはご不自由なお体であっても、あるいは今のようなケースであっても、それをやると、結局別の人を選ぶというのは、これ、作為になってくるわけですよ。これは、アンケートをお願いするときの抽出で、無作為抽出というのはもう絶対そんなんですよ。

だから、NHKなんかの電話かけてあれするときでも、そのような答えるとか答えないとかということとは関係なしに、それも集計の中へ入るわけですから、これはそれをやれということになると、非常に作為を加えるというふうになるんで、完全にやり方を変えないとだめですね。女性だけに限るとか、あるいは20歳までに限るとか、30歳までに限るとか、同居者には行かないとかというそういうことをきちんとして全部やってしまうと、アンケート調査はやはりそういうことがあるんで、だから回収率が70%を超えるというのは、ある意味では異常なぐらい回収率がいいということですね。その辺のことをご理解をいただかんと、事務的にはそれをやると、もしそれをやった者が作為を加えられたら、局長が作為を加えたとしたら、そのアンケートは信用できんということになるさかい、そういうことをご理解いただきたいと思ひます。

L 委員 わかりました。

議長 それでは、今、明快な返答をいただきましたので、それでご承知願えますか。

ほかにございせんか。ほかにご意見ございせんか。

それでは、ご承認いただけますならば、ひとつ大きな拍手をお願いしたいと思います。

(拍手)

議長 どうもありがとうございました。

次に、議案事項の議案第7号の新町建設計画策定方針について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 3ページをお願いします。

議案第7号 新町建設計画策定方針について。

新町建設計画策定方針（案）について別紙のとおり提出する。

平成14年12月11日提出、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良。

4ページをお願いします。

新町建設計画策定方針について。

新町建設計画策定方針（案）。

最初に朗読をします。

「市町村の合併の特例に関する法律」により、合併協議会において作成することとされている市町村建設計画（新町建設計画）については、おおむね次のような策定方針で臨むものとする。

計画の趣旨。

本計画は、南部町、南部川村の合併後の新町を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画を策定して、その実現を図ることにより、2町村の速やかな一体化を促進し、地域のさらなる発展と住民福祉の向上を図ろうとするものである。

なお、新町のまちづくりの詳細かつ具体的な内容については、新町において策定する基本構想や基本計画にゆだねるものとする。

基本方針。

1としまして、本計画は、新町を建設していくための基本方針を実現するための主要事業、公共的施設の整備及び財政計画を中心として構成する。

2、本計画における主要事業、公共施設の整備及び財政計画は、合併年度と次年度以降10力年に係るものとする。

3、新町建設の基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとする。

4、新町の財政計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにするものとする。

以上4つの基本方針をもって新町建設計画を策定をいたしたいという案でございます。

この新町建設計画につきましては、合併特例法で作成をしなければならないことになってございますので、そのような方法で進めたいと思います。

なお、県が実施をいたします新町の建設の根幹となるべき事業も含まれることとなりますので、もし建設計画ができますと、あらかじめ県知事に協議をしなければならない事項でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より議案第7号の新町建設計画策定方針についての説明がございました。これに

つきまして、これを皆さん方で十分ひとつご審議願いたいと、こう思います。

ご意見、ご質問、よろしく申し上げます。

ございませんか。

ご意見ございませんか。

それでは、ご承認をいただけるようでありましたら、拍手をお願いいたします。

(拍手)

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして議案事項についての審議を終わりたいと思います。

引き続きまして、2の協議事項に移らせていただきます。

第1回の協議会において提案されました8項目の協議事項について協議を行っていきます。

では、協議第1号の合併の方式のご協議をお願いいたします。

事務局より説明、お願いします。

事務局長 第1回目にお配りさせていただいた資料の協議事項という分がございます。前回お配りさせてもらった資料の中なんですけれども。

そうしたら、前回お配りさせてもらった資料の1ページ、左肩、協議第1号とある分からでございます。よろしく申し上げます。

合併の方式について。

合併の方式について提出するというので、前回提案させていただいてございます。

南部町及び南部川村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併(対等合併)とするという案でございます。

両町村の規模等、これまでのあり方、経緯を見ましても、どちらかが吸収をするとかそういう状況にはないと思われまので、新設合併とするということで提案をさせていただいてございます。

なお、合併の方式には新設合併と編入合併の2つの方式がございます。それらの定義ですとか法人格、身分等の相違点につきましては、2ページに比較対照表を添付させていただいてございます。

2ページの左側に新設合併、右側は編入合併の場合ということで、法人格、名称、事務所の位置、財産の取り扱い、首長の身分、議会議員の定数、任期の取り扱い等、いろいろな違いがございます。編入合併の場合は、編入する市町村は何ら変わりはありませんで、編入される市町村が大きく変わることになります。ただ、今回提案させていただいておりますのは左側の新設合併としたいという案でございますので、よろしくご協議のほどお願いしたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明をお聞きのとおりであります。

協議第1号の合併の方式につきまして、ご質問、ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしという声が出ているので、よろしゅうございますか、新設合併ということで。それでは、合併の方式につきましては新設合併と、そういうことでお願いしたいと思います。協議第1号の合併の方式については、原案のとおり承認されました。続きまして、協議第2号の合併の期日についてご協議をお願いいたします。事務局の説明、お願いします。

事務局長 同じ資料の3ページ目でございますけれども、合併の期日についてということで、原案では、合併の期日は平成17年3月31日までとする、こういう案で提案させていただいてございます。

合併の期日につきましては、法律上、特段定めはございませんけれども、合併特例法の適用を受けようとするれば、平成17年3月31日が期限となるわけでございます。

なお、住民サービスや各種事務執行などにできる限り支障の少ない時期を想定して定めることが望ましいなというふうにも考えてございます。

なおまた、各団体のそれぞれの事情によって、具体的な期日については今後の協議において確認されることになろうかと思えます。

なお、次の4ページに先進事例等、参考資料を添付させていただいております。先進事例では、4月1日、5月1日、3月3日、7月1日、11月1日、それぞれ1月21日とかございます。これ以外に千葉県の野田市と関宿町につきましては15年の6月6日、合併の期日を定められた地区もございます。以上が先進事例でございます。

ですので、提案といたしましては、法期限の17年3月31日までとするという案で出させていただいております。

以上で説明を終わります。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の方から合併の期日についての提案がございました。これについてご意見をお聞きしたいと思います。

南部のI委員。

I委員 一つ確認させていただきたいんですけども、南部の町長の任期は16年10月でよろしいんですね。それから、村長の任期は何年ですか。

事務局長 17年です。

I委員 17年。村長の方が大分後の方ということですね。

そういうことから、南部町の勝手みたいに見えるかもしれませんが、先ほどの説明の中で、支障のないところということになってきますと、町長の任期が16年10月ということになってきたら、それまでのできるだけ早い時期というんですか、この間見学してきたところでも、合併までの期日が1年そこそこでできたというんで、今から準備していると、十分その時分にでもいけるんじゃないかと思うんで、そこらあたり、お諮り願えたらと思うんですけれども、どうでしょうか。

会長 3月31日が期限でありますから、この間、南部町の町長がおっしゃられるのには、4月1日では絶対だめだと言われていましたですね。だから、3月31日にはどうしても、これ、しなければいけません。今、I委員おっしゃられますように、南部町長任期が10月でありますので、私は大体その辺をめどにしていったらいいかなと考えているんですけれども、これ、きょうはここでもう決めるのか。

決定はしないのですか。決定するなら別やけれども、一応、私の考え方としては、16年の10月をめどに事務一切を進めてほしいな、いきたいな、こういうふうに思っています。

議長 よろしいですか。

副会長 今の問題は、南部町の町長の何がということで、選挙をまたやるということになりますから、そういうことをご提案だと思うんで、それは非常にいいんですが、それ、非常に大事なことは、この間言っていたように、県の届けだと、国との何からいうと約半年ですね。6カ月ぐらいかかるわけですね。だから、10月にそこで合併をするということは、そこから少なくとも6カ月ぐらい前までにはもう全部、いろいろのことの打ち合わせが全部終わって、合併方式と合併の届け出の申請を県に、両議会で議決してということが、自動的にそれを決めていかないかということですから、先ほど当局が言うたように、3月31日までということは、それは法律の期限の問題であって、そのことだったら、スタートが3月31日の4月1日から新しい町になるということでしょうね。だから、そうじゃなしに、10月ということになれば、その6カ月前までに全部議会の議決を経て、国へ合併申請をしなければならんというのが、物理的にそういうことができると非常に大事なことだと思いますね。

会長 この間、山梨県南部町は非常にユニークなことを言われておりましたですね。3月1日だと。なぜ3月1日か。県下で一番になりたいから。それだけの理由でやったのですが、そうおっしゃられていました。

だから、今、町長がおっしゃられたように、例えば10月に合併の期日にすれば、半年前までにすべてを仕上げておかなければということになるわけですね。事務のできぐあい、協議のできぐあいというのを考えていかならんなんですけれども……。

I委員 今、町長の方から半年前までということでございますけれども、早いのは別に構わんこ

とでございますので、ゆとりを持って、少しでも早く取り上げるように全力を挙げてやっていただきたいと、このように思っております。だから、Iさんの意見に賛同、同じでございます。

議長 I委員。

I委員 非公式にですけれども、いろいろ皆さん方と話している中で、この合併については、私のところをこうしてくれ、私の方はこうしてくれという取り合いではなしに、皆さん、どちらも、特に南部川村なんか特に感じるんですけれども、結構譲っていただいているというんですか、お互いに譲り合いしているような格好なんで、そういう点からいうと、協議が長引くというふうな懸念は今のところはないかと思しますので、今、平松さん言われたように、可能な限りの、事務の問題もありましようけれども、形での合併というのが、ムードの盛り上がったところでぱっと一気にというのが好ましいかなと思うんで、その点。

議長 それは、早いのはええんやけれども、その半年前までに事務的な処理ができるかどうか、それが問題でありまして、事務局の方で。

事務局長 今、I委員言われました10月合併を目標にということであれば、事務的には、事務局としては十分間に合うと考えてございます。

以上です。

議長 よろしゅうございますか。よろしいですか。

B委員。

B委員 きょうは3月31日でこれを確認するんでしょうけれども、それなら10月1日にしようかという話が出てくるとしたら、それをほんまの具体的な合併の期日を決めるのはいつの協議会でやるつもりですか。

議長 事務局。

事務局長 今出させてもらっております案、「合併の期日は、17年3月31日までとする」という案になってございますので、次回、再提案という形で、「平成16年10月1日までとする」という案で再度提案させていただきたいと考えてございます。

ですので、そこでもまだ「まで」という文字が入っておりますので、今後、協議を重ねていただく中で、日にちを確定できたらなと考えてございます。

会長 できれば今日、日を決めてもらったら。もうそれは向こう同じことやからな。

副会長 ただいま話出たように、この問題は、2つなんで、I委員がおっしゃったように、余りもめることはないだろうという前提なんですけど、当然事務局サイドもそうですけれども、作業日程というのがあるわけですね。だから、10月ということは、4月までに、そこまで、その時分に議会の議決をもらわないかんわけですから、すべての合併合意ができたということになるわけで、だからこれからいろいろの法定協議会で審議をしていただくことで、いろいろの問題、例えば議員定数の問題もあるし、農業委員会の何もある、いろいろなことを全部決めていって、そしてという作業日程がありますから、これはやはりそちらの言うように、もし10月から延びるやつは、3月31日までで支障ないと思うんです。

しかし、これは3月31日を延びるということはもちろんできませんし、だから10月1日というのを目標にするんならするできようは決めていただいて、この期日というのは、作業日程としてできなかったら、これは再度法定協議会で協議していただいて、それを延ばすということは起こり得ると思います。

それと、もう一つは、10月が良いか4月が良いかというのは、この間の山梨県では、先ほど村長がおっしゃったように、県下で一番になりたいんやという話をしたけれども、これは町長がある程度冗談でおっしゃったのかもわかりませんが、結果的にそうですね。

ただ、3月ということになると、果たして予算執行とか、いろいろ会計年度というのがありますね。その辺のところはどうなんだろう。それから、10月というのは、割とちょうど半分ですね。だから、その私らも経験ないんですけども、その辺のところからいいますと、どこで決算を打って、この新しい町の何になりますから、暫定予算を組むとかというそういう、これ、事務的な作業もありますから、だからできたら10月1日なら1日、私の任期にこだわって言うんじゃないか。ありませんけれども、10月というのは一つのめどとしては非常にいいんじゃないか。

だから、きょうあたりで一応10月1日ということを目指にしようじゃないかということを決めていただいたら、事務局の方も非常に作業日程を組んだり、協議をしたりするのはしやすいということになると思うんですね。私はそういうことで意見とさせていただきたいと思います。

議長 E委員。

E委員 全く申しわけないんですけども、今の期日のことについてなんですけれども、この場で一旦協議を持ちたいので、このあたりで一度休憩とっていただけたら、また委員の中でそれぞれ意見出てくると思うんですけども、どうですか。

議長 この件について。

E委員 はい。

議長 合併の期日のことについてね。

E委員 期日の件について。今、この場で決めていただいたらということなんですけれども、やはりこの場で決めることについても、やはりある程度協議して、その中で決定事項がしたいと思うので、休憩の動議を提出いたします。

議長 ということでございますので、この辺で休憩をして、委員でもう少し話し合いをできたらと、こういうふうな意見でございますので、よろしゅうございますか。皆さん、どうでしょうか。

A委員。

A委員 私は、もうこの17年の3月31日で、今のところ「まで」とするで良いのじゃないかなと思う。その間にいろいろな事情で延びたり縮んだりすることもあるんで、その都度改正せんなんよいうなことではどうもならないので、一応、この形で置いておく方が当然ではないかなという感じがするんで。特に協議する必要も、きょう日にち決めることもないんじゃないか。

以上です。

議長 はい。

E委員 そうということなんで、できたら一度協議する方が、まだ皆、それぞれ意見も出したいこともあると思うんで、そこらあたりどうですか。

議長 というご意見ですけれども。

D委員。

D委員 私は、同じ村においてA委員と反対の意見を言うのも申しわけないですが、とにかく17年の3月31日までかかることはないんで、それでもう前向いて持ってきておいて、もう10月1日という期日を設けた方が事務局もそれに向かってやるし、また委員もそれに向かってやるというふう思うんで、私はもう10月1日ということで決めてほしいと思います。

議長 ほかに。

それでは、しばらく休憩して、相談しますか。

それでは、2時半まで休憩。

午後2時15分 休憩

午後2時35分 再開

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの合併の期日につきましては、いろいろ協議してくれたわけですが、その結果についての報告をM委員の方からしていただきます。

M委員 今、合併の期日について、両町村個々に寄りまして、その結果を発表させていただきます。

合併の期日、本日につきましては、「合併の期日は、平成17年3月31日までとする」につきましては、これで本日は。その中で、先ほど来から村長、皆さん方の意見も出ております10月1日を目標にするという共通認識を持って、17年の3月31日とするという形で確認してはどうかという形で意見が合意がありましたので、報告いたします。

議長 ただいまM委員の方から報告しましたとおりであります。一応、この場合は17年の3月31日と。しかし、皆さんの認識として、16年の10月1日、そういうふうな認識を持っていただきたいと、こういうことだと思しますので、それでよろしゅうございますか。

(異議なし)

議長 それでは、合併の期日につきましては、そういうことで、ここでは17年3月31日、そういうことにさせていただきます。

続きまして、協議第3号の新町の名称について協議をお願いいたしたいと思えます。

事務局の説明を求めます。

事務局長 続きまして5ページをお願いいたします。

協議第3号 新町の名称について。

新町の名称について提出するというところで、提案といたしましては、新町の名称は、専門委員会を選定方法を検討の上、候補を選定し、協議会で決定する、こういう案にさせていただきます。

新町の名称決定につきましては、一番民意を反映すべき、また反映しやすい事項でもございます。近年合併した先進事例を見ましても、ほとんど公募方式をとっております。方法といたしましては、専門委員会や小委員会を設けて募集方法とか候補の選定を行い、本協議会で協議、確認する方法が大半でございます。そこで、南部町・南部川村合併協議会ではどのような方法で名称を決定するか、皆様方にご協議いただけたらと思えます。

提案としましては、専門委員会を提案させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

議長 ただいま事務局の方から説明をしていただきました新町の名称について、これから協議をしていきたいと思えます。

ご質問、ご意見ありませんか。
ご意見、ご質問ございませんか。
H委員。

H委員 提案でいいかと思います。

議長 異議ございませんか。
それでは、意見もないようでございますので、議案第3号の新町の名称については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 協議第3号の新町の名称につきましては、原案のとおり承認されました。
続きまして、協議第4号の新町の事務所の位置について、協議をお願いしたいと思います。
事務局から提案してください。

事務局長 続きまして、7ページ、協議第4号 新町の事務所の位置についてでございますけれども、提案としましては、新町の事務所の位置は、和歌山県日高郡南部町大字芝 742番地とする。第2庁舎は、現在の南部川村役場（和歌山県日高郡南部川村大字谷口 299番地の1）とし、現在の高城支所（日高郡南部川村大字広野 9番地）と、清川支所（日高郡南部川村大字清川2223番地）は存続をするという案を提案させていただいております。

両町村が合併をいたしますと、町村が消滅して、これまでの役場はなくなることとなります。したがって、新町発足までに事務所の位置を決定しておかなければならないこととなります。

そこで、次の8ページに今の南部町、南部川村の庁舎について資料を添付しております。南部町役場は平成11年に新築で、床面積も広く、また地震等の災害時にも強いので、これを新庁舎とする案でございます。また、当面、職員数も多くなりますので、第2庁舎として南部川村役場を使用してはと考えてございます。

なお、支所につきましては、従来どおり存続する案とさせていただいております。

なお、9ページには関係法令や他の先進事例を参考につけさせていただいておりますので、ご参照いただけたらと思います。

以上で提案の説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

議長 ただいま事務局より新町の事務所の位置につきまして説明がございました。
ご意見、ご質問等ございましたら。
A委員。

A委員 南部町のこの庁舎の件については何も異議ございませんが、ただいまの説明の中で、南

部川村谷口 299番地の1、現在の役場庁舎ですが、職員の都合で当面置くという今、説明がありました。当面ですか。将来ずっと置くというような考えはないんですか。

会長 本来は、事務所は1カ所というのが本来の姿でありますので、それで、初めからそうした考えは持っています。しかし、これ、今のこの庁舎、新しいし広いんですけれども、今の職員の約倍になってきますので、ただ、こちらの方の新しい下水の庁舎もできている、事務所を使われるそうでもありますけれども、当面という、私も暫定的に第2庁舎として現在の南部川村役場を使って、そして近い将来にここへ全部職員が入れるようになれば、一つにしていくのが本来の姿であろうと思っています。

それで、職員の数も、これは暫定的に低減されていきますから、おのずと職員の数も減ってもきますし、そしてまた必要であれば、これを増築、改築ということもあろうし、また、それをしなくともここへ全部入ることの状態になれば、あえて棟を2つつくっておく必要もないかなと思っています。それで、私も暫定的に第2庁舎として使用したらどうかと、こういうふうに考えているわけです。

議長 A委員。

A委員 そうしたら、将来、1カ所に集合するということになれば、上南部の今の現在のところは支所も置かんということになるんでしょうか。このあたり。

会長 これは新しい町長の考え方にも及んでくると思うんですが、今現在、私、南部川村長としての考え方は、もうそうなったときには、もう上南部に事務所というのは、もうごく近いところにありますので、それはもう要らなくなる。いわゆる一体性を保つ、合併の唯一の条件というか目的は一体性を保つということになれば、できるだけ1つにしておきたい。それも、遠隔の地であればいいですけども、ここはもうすぐそこにありますから、1つにしていったらいいかと、このように思っているわけです。

それから、ついででありますから、清川、高城の支所の問題です。これは、これも私、ここで今しゃべりますけれども、うちで全然相談も何もしていないことでもありますから、そのつもりで聞いておいていただきたいんですが、南部川の高城と清川に支所を置いたということのいきさつを申し上げます。

それは、いわゆる昭和の合併のときには、これは当然必要であったから置きました。当時、職員10人ぐらいずつあったわけです。その後、10年余りたってからですかね、事務改善という、今のいわゆる改革ですね、その時が来まして、そのときに大抵のところは支所を廃止をしたわけなんです。こちら、岩代の支所もそのときに廃止というか、休止されています。私どもも、それはするべしであって、現実には、もうそれ、実際問題はもう廃止になってありまして、支所の職員というのは置いていないんです。今おるのは公民館の職員であって、その公民館へ、高城公民館、清川公民館へ行

政事務の一部を委託してあるということであるんです。

ところが、村の条例の中には、支所設置条例で生きてるわけなんです。それは、あえて事務改善のときに私は生かしたんです。私、総務課長かとか担当しておったとき、それはなぜ生かしたかということ、将来ずっと、その時点ですよ。ずっと将来、大きな合併が来て、いわゆる田辺全体が大きな合併が来たときに、そのときの支所が今の谷口ということになれば、非常に高城、清川の人は不便を感じるだろう。感ずるというより、不便を来すだろう。そのとき用に名前だけ置いておこうかということ、置いた経緯があります。それで、実質は今のようにもう委託してありますから、支所職員は一人も配置してございません。

そのような経緯をたどってまいりまして、それで、これから今、この問題で、これは原案をこう出してあるし、私もこれ、今、いろいろ考えているんですが、ここから向こう、まだ村内で議会あるいは皆さんに相談をさせてもらいたいんですけども、実質そういうことがありましたし、もう田辺との合併も当分遠のいていますし、ですから支所としての、もう今の時代ですから、もうこれはやめてもいいんじゃないかなという考えは持ってあるんです。

それが容認されるかどうかわかりませんが、今現在、そういう思いを持ってありまして、ところが行政事務、当然、やはりこれは遠いですから、清川まで20キロありますので、これはやはり公民館へ委託して、住民の便宜は図っていかねばいかんという、そんな考え方を持っています。

副会長 実は田辺の10カ町村でやる場合にも、私は特に主張したのは、支所というような名称はだめだと。要するに、支所というのはもう歴史的に見て、人を置かないで、事務室をどんどん縮小していく対象なんですよ。だから、そういう名称からしていかな。少なくとも、今、県が振興局なんかということ、だから少なくとも十が一緒になるなら、南部なら南部は南部振興局というような形で、そしてそこでほとんどの事務ができるようにしないと合併は成就せんということを私の主張としては言いました。

これ、村長の意見と違うということでは決してないんですが、ここを、南部町のこのところを本庁にするということになれば、第1庁舎にするということになれば、ここには議会と、それから企画と総務とかという一つのスタッフ部門ですね、ライン部門じゃなしに。直接に住民と接しないところですが、これ、スタッフ部門については、これは南部に持ってこなければ私はいかんと思います。しかし、その他の部分について、何人が支所のような形で配置するのではなしに、到底ここを増築すればそれはいいんでしょうけれども、むだなことを第一する必要ないと思いますし、もうこの南部と南部川の距離というのは、南部の例えばここにおいて、南部町の保健センターと余り距離変わらんぐらいですね。南部川の庁舎が。

だから、そういう感覚もありますから、特に農業関係とかの仕事、あるいは特に有名なうめ課なんかもあるわけで、その機構のところ、特に分散するというよりも、例えば今、都市計画課は私のところはここにできましたから、隣へも行ってはいます。だから、それはほんの道一つ隔てたところだけやないかということがあるのやけれども、現実的な形で行政を行っていくということ

は、スタッフ部門は別にして、ライン部門はもう、例えば南部川なら、南部川の住民の皆さんは南部川で全部用が足せるんだということでない、これはいけないだろうと。

だから、スタッフ部門は別に住民の皆さんが、総務課へ来ることはないことはないんですけども、例えば議会事務局へしょっちゅう住民の皆さんが来るわけじゃありませんよね。議会もそうですから、そういう企画とかスタッフ部門はそうして、ライン部門については、これは適宜変えたらいいし、そして、私は少なくとも村長さんに申し上げておるのは、南部町もそうなんです、少なくとも助役クラスの者が南部川において、そしてそこで即決して住民の皆さんに対応できるという体制にしないと、これは非常にサービスの低下につながる、こういうふうに思います。

だから、そうするから職員が非常にたくさん要るんだというようなことはないわけですから、だから、例えば一緒になったからって、議会事務局で今、南部が3人ですね。南部川で2人ですか。5人。5人も必要はずないですよ。だから、町長部局だってそういうことですから、だから十分そういうことは可能だと、こういうふうに思います。

行く行く村長さんのように1つのところでという感覚はあると思いますが、何か支所的な感覚になるということは、私は南部川の住民としたら、何なよと、そういうふうに非常に思いますから、それは私はそうではないんじゃないか。

それで、私も村長もそうおっしゃっていますが、町長に立候補するつもりは、これ、ないとかあるとか、そんなことを言うのはおかしいんですが、続けてやるということじゃないですけども、少なくとも新しい町長が3日は南部町におったら、2日は少なくとも南部川の庁舎に行くというような形を考えるとというのが、これはこういう感覚じゃなかったら、私は合併というのは成功せんと、私自身はそう思っていますし、ぜひそういうことで事務局も、時代の変化がありますから、どう変わるにしろ、そして今の役場庁舎をどういうふうに改造したり、あるいは合併までに改修していただくか、あるいは合併して特例債の中で南部川の役場をどうするか、その位置づけをしませんと、例えば保健センターなんか、これは大変な位置づけですよ。これは、一緒になったら、南部川の人たちだけが使うのではなしに、新しい住民が皆使うわけでしょうから、これは南部の保健センター、あるいは図書館でもそうなんで、それを今の形で南部の人たちだけが使うとか、南部川の人だけが使うということじゃないんで、そういう新たにいろいろの想を練ってみたらどうかな。基本的に私はそう思っていますし、村長もその考え方には変わりがないんじゃないかな。今すぐ支所のような形にして、職員を5人か10人置いてというような感覚はお持ちでないんじゃないか。

そうですね。

会長　それで、あえてこれ、第2庁舎の名前をつけたのは、分所だとか出張所だとかという枝番号は使わないということで、あくまで本庁の一部だという考え方に、それで第2庁舎ということを私は言うたわけなんです。

東京都は、第1庁舎、第2庁舎いうようになっておるんです。それで、ひょっとそのヒントで考えついたんですけども、分室や分所やとか支所やとかというたら、もう完全に枝になってしもうて、外れてしまいますので、考え方としては、第2庁舎ということで暫定的に使っていきいたいなど

いうように考えたわけです。

議長 L 委員。

L 委員 今、村長から詳しく意見をいただきまして、ほとんどもうわかったつもりなんですけれども、これ、高城支所、清川支所ありますね。これはもう最初は10人置いていたということやけれども、今はもうそんなに置いてないということでございますけれども、たまたま岩代も、当時、昭和29年の合併の時に、岩代は支所というような位置づけで置いてあったと思うんですけれども、今はもう何も置いてなしに、もう住民票も、もう印鑑証明もとれず、もうパートだけにしておりますし、これを見てもみますと、私、岩代でありますんで、高城、清川はありますけれども、岩代は出ていないなというようなこともありますので、その辺を、例えば町長から田辺広域のときですけれども、印鑑証明とるんだったら、もう郵便局でもとれますよと。岩代も郵便局も今、建設、きのうあたりからかかったんですので、もう住民票とか印鑑証明は郵便局でもどこでもとれるような方法を講じて、そういうように今、高城、清川、岩代については、できたら同じようなランクにしていただけだと思います。間違っているかもわかりませんが、会長、よろしくをお願いします。

会長 先ほど申し上げたような南部川村の状態でありまして、岩代のことよく存じ上げています。非常に進んであると私は思うわけありますから、今、それを後戻りすることはいかなものかなと思いますので、しかし、住民に対する利便は、不自由はさせない、していったら、これも私、今、そんなこと言う権利はないけれども、とにかく基本的にはそうですね。

高城、清川の場合も随分遠いですから、18キロか20キロ近くありますので、やはりそれはそこで、岩代なら岩代の皆さんに不便を来さないような、合併して便利になったというような方向に持っていくべきじゃなからうかと思うんですが、ただ、こういう支所というのを設けていくということについては、大変後ずさりというか、後向きになってくるので、合併の考えている趣旨からは少しどうかと、私はそう思います。

議長 B 委員。

B 委員 向こうを張って言うつもりはないですし、うちの村長が村内で協議をしてということで、高城支所、清川支所の問題についても言及していただきましたんで、それはまたそれで、村内で協議すること、協議に応ずることにやぶさかではないんですが、僕は今、岩代からの話を聞いてあって、そうしたら上南部もというのがやがては出てくるだろうと。第2庁舎がなくなった時点でね。上南部にも支所をというのが当然出てくるだろうと。

それで、僕がここで言いたいのは、やはり距離というのはどうにもなりませんので、だから岩代は何か一番遠いところで、ここから8キロぐらいですか。そうしたら、六十川あたり、辺川のちょっと奥あたりが8キロ、道行って8キロぐらいになるかなと思うんですけれども、そうしたら、そこ

から本当に今も村長言いました20キロという距離は縮めるわけに合併でいきませんので、だからそういうところにはそういうところの対策というのは、支所として条例を置くか置かんかということは別としても、やはり考えていかなん問題と違うかなとは思いますが。

会長 公民館職員、正職員が1人とバイトが1人と、2人ずつ置いてあるんです。

Ｌ委員 決して私、岩代のこれ、今、公民館分館ってなっているんですかな。これを決して支所にしてくれというような私は考えは毛頭持っておりません。ただ、そういう仕事の内容とか、岩代も支所を置いて、こうせいよ、ああせいよって、そういうような意見ではございませんで、その点、ご理解だけいただきたいと、このように思います。

議長 それでは、ほかにご意見ございませんか。

Ｉ委員。

Ｉ委員 Ｌさんとはちょっと意見異なると思うんやけれども、個人的には、今、Ｂさんが言われたような清川とか高城のことについては、やはりやむを得ん、当面はやむを得ん、この合併のどうこうでそれを廃止するとかというふうな問題ではないなと思って、南部の場合に、岩代の場合には、先ほど距離的ということも言われたし、学校についても、中学校がもうこちらへ来ているということで、本当に一体感というのはあると思います。ただ、清川、高城については、中学校もそれぞれ別個なんで、それと距離的という面から見ると、当面はやはりやむを得ないというふうには個人的には思っております。

それで、行く行く的になってくると、例えば清川が後退して、高城まで後退してくるとかそういうふうな、段階的にこういうふうにはなってくる可能性はあるかと思えますけれども、現時点ではＢさんが言われたような形で結構やないんかなと思います。

以上です。

議長 ほかに。

Ｌ委員。

Ｌ委員 ちょっと僕、勘違いしておったら悪いんですけども、高城に職員1人、清川に1人って、これは住民票、印鑑証明がこれがとれるようにしておるんですか。

会長 公民館の職員、教育委員会の職員です。それに行政事務を委託してあるんです。同じことなんです。

Ｌ委員 わかりました。

議長 ほかにご意見、ご質問ございませんか。

それでは、ないようでございますので、協議第4号の新町の事務所の位置については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。

したがいまして、新町の事務所の位置は原案のとおり承認されました。

続きまして、協議第5号の字の区域及び名称の取り扱いについての協議をお願いいたします。

事務局から説明、お願いします。

事務局長 それでは、続きまして字の区域及び名称の取り扱いでございますけれども、これにつきましては、本日の資料の5ページに再提案という形で、前回とちょっと変わった提案になっておるわけなんですけれども、再提案させていただいてございます。

ちょっと読んでみますと、字の区域及び名称については現行のとおりとする。ここまでは前回と同じです。ただし、字の名称については大字を削除した名称に変更する。この案で再度提案させていただいてございます。

字の区域や名称につきましては、地域の歴史や文化がしみ込んだ住民にとって愛着が深いものでありまして、現行どおりとする案でございます。

前回の資料の11ページにございますように、大字の名称は南部町10、南部川村16の大字があるわけなんですけれども、重なった分も同じ名称の分ございませんで、現行のとおりしたい。区域につきましても、現行どおりとしたいということで、大字だけを省いてはどうかという案を提案させていただいてございます。

以上でございます。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

議長 ただいま事務局の方から字の区域及び名称の取り扱いについての提案がございました。説明がございました。これについてのご意見をお願いします。

ございませんか。

E委員。

E委員 この大字の区域なんですけれども、こんなこと言うたら何ですけれども、南部町の場合は、熊岡の近くに南道というのあるんです、飛地ね。そこらあたり、この際、でき得れば、同じ南部町になるんやから、できれば、もう熊岡の方へ何とか、例えば熊岡が南部のこちらとか、そういう形をとれないか。

ということは、例えば南道は飛地なんで、よく言われることなんですけれども、あそこらあたり、南部町としてやはり小字として集会所をという問題がちょこちょこ出るんですよ。そういうこ

とになると、やはりいろいろと予算的な問題もあるし、そういうことも諮れるものなら、確かにこれ、区域の問題やから、我々がとやかく言える問題ではないんですけども、そういうことを一応ご検討いただければというふうに思います。

議長 あそこは、南部川村の中へぼつんと矢谷地区があるわけじゃないんやろう。それがずっと南部から続いて、それであそこに矢谷があると。あの辺全部熊岡やけれども、その中へぱんと矢谷が入っていると、そういうやつと違うんやな。だから、ほんま言うたら飛地と違うんやな。南道の飛地やけれども、南部町の飛地じゃないわけやな。

事務局長 ただいまの件でございますけれども、大字の区域の変更は、議会の議決を得て県知事に届け出ることになってございますので、可能であるとは思いますが、自治会が変更する分につきましては、今後は地元協議も非常に大事かと思っておりますので、合併協議を進めていく中で、いろいろな機会をとらえまして、各大字の区長さん方とも相談しながら進めてまいりたいと思っております。それで、方向が決まりましたら、また本協議会の場に提案をさせていただきたいと考えてございますので、よろしくご了解賜りたいと思っております。

議長 よろしいの。

それでは、ほかに。

ほかにご意見ございませんか。

それでは、この協議第5号の字の区域及び名称の取り扱いについては、原案のとおり……、早く言ってくださいよ。どうぞ。

B委員 この間あった話なんで申し上げるんですけども、大字を削除した名称とすると言うたら、大字ごし皆取ってしまうんやと思って、大字東本庄というのを皆取られるのやと思った人がおるんですよ。東本庄もついでに取られると思った人がおるんです。それで、たまたまそれは僕、東本庄と言うたんだけど、言うた人は東本庄ではないんですけども、それで大字の文字を削除したというふうに表現した方がわかりやすいかと思うんです。

事務局長 ただいまの件につきましては、大字の文字を削除した名称に変更するという事で、次回、再提案といいますか、報告事項としてさせていただきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

B委員 はい。

議長 そういうことで、文字を削除すると、そういうことだそうです。
ほかにございませんか。

それでは、もう一度、協議第5の字の区域及び名称の取り扱いについては、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(異議なし)

議長 続きまして、協議第6号の条例・規則の取り扱いについての協議をお願いします。
事務局から説明をお願いします。

事務局長 続きまして、12ページをお願いいたします。

協議第6号 条例・規則の取り扱いについてでございますけれども、提案は、条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新町における事務事業に支障がないよう整備するものとする、こういう案でございます。

新設合併の場合ですと、両町村の条例や規則等はすべて失効してしまうことになります。しかし、住民サービスや各種事務執行等に支障を来さないように、合併の初日から必要なもの等もございます。例えば、学校や保育所の設置条例とか、手数料、使用料の条例、職員の定数条例とか役場の位置、こちらにつきましては、もう合併した日から必要なものがございます。そこで、今後、これから事務事業の調整内容についてご協議をいただくわけなんですけれども、そこで協議をしていただきまして、統一を図って、整備をしていくものとする案でございます。

なお、次の13ページには関係法令や先進事例を参考に添付をさせていただいております。

そこで、今現在、各町村、条例の載った例規集があるかと思っておりますけれども、南部町につきましては、その中で条例が149本、規則、規程、要綱等が171本、合わせて320本が掲載されております。南部川村の場合は、条例が131本と規則、要綱等が197本、合わせて328本、両町村合わせますと648本の条例、規則、要綱等がございます。これらにつきましては、大半は合併の初日に職務執行者において専決をいたしまして事務を進めていく、住民サービスに支障のないようにしていきたいと、そういうふうにやっていきたいという案でございます。

それから、合併後、逐次制定し、施行されるものもございますし、合併時に廃止するもの、そこらも今後、協議の場でご協議いただいて、それに沿ったやり方で支障がないよう整備をしていきたいという案でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

議長 ただいま事務局から説明をいただきました協議第6号の条例・規則の取り扱いにつきまして、ご質問、ご意見がございましたら、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ご意見、質問ございませんか。

特にご意見もないようでございますので、協議第6号の条例・規則の取り扱いについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ありがとうございます。協議第6号の条例・規則の取り扱いについては、原案のとおり承認されました。

続きまして、協議第7号の議員の定数及び任期の取り扱いについてのご協議をお願いします。
事務局の方から説明願います。

事務局長 続きまして、14ページをお願いします。

協議第7号 議員の定数及び任期の取り扱いについてでございますけれども、新町における議会の議員の定数及び任期の取り扱いについては、専門委員会で協議し、協議会で決定する、こういう案を提案させていただいております。

新設合併が行われますと、両町村の議会の議員はすべてその身分を失い、合併後50日以内に新町の定数で選挙を行うことが原則でございますけれども、特例法の中に定数特例と申しまして、新町の定数の2倍の範囲内で選挙を行う場合と、在任特例と申しまして、今現在の町村の両議会議員が2年以内そのまま継続して在任することができる制度等もございます。なお、選挙区を設ける方法等もございます。それらについて、専門委員会で協議をしていただいて、本協議の場で決定をしていただけたらということで提案をさせていただいておりますので、よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

議長 ただいま事務局から説明がございました協議第7号の議員の定数及び任期の取り扱いについて、ご質問、ご意見がございましたら、どうぞお願いいたします。

ご意見ございませんか。

ないようでございますので、協議第7号の議員の定数及び任期の取り扱いについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ありがとうございます。協議第7号の議員の定数及び任期の取り扱いにつきましては、原案のとおり承認されました。

続きまして、協議第8号の特別職の身分の取り扱いについてのご協議をお願いします。
事務局から説明を求めます。

事務局長 20ページ、協議第8号でございますけれども、特別職の身分の取り扱いについて。

新町の職務執行者については、南部町長と南部川村長が別に協議して定めるものとする。特別職及び行政委員会委員等の身分の取り扱いについては、法の特例に定めのある場合は、その規定を適用する。なお、当該規定のない場合は、南部町長と南部川村長が協議をして定めるものとするという案でございます。

職務執行者と申しますのは、新町合併をいたしますと、新しい町長が決定するまでの間、職務を執行する者でございます。これにつきましては、両首長で協議をして定めることとなっております。

ます。

なお、職務執行者は新町の町長選に立候補することができませんので、申し添えたいと思います。

なお、その他特別職の委員でございますけれども、簡単に申し上げますと、教育委員会、各町村5名ずつの委員がございます。教育委員につきましては、合併の日に職務執行者が両方足して10名ある委員のうちから5名選んで、新町の教育委員として任命することになります。その方の任期は、新しい町長が決まりまして、初議会が開催されるその会期末までの任期となっております。それ以降は新しい町長がまた任命し直すことになろうかと思えます。

続きまして、助役、収入役、教育長、これらにつきましても、新しい町長が決まってから、人事案件として議会に提案されることになります。

選挙管理委員会の委員、これ、各町村4名ずつの8名でございますけれども、これは職務執行者が合併の日に招集をいたしまして、集まってきた8名の委員の中で4名を自分たちで互選していただいて、その方は新しい町長が決まって初議会が終わるまでの間の任期を務めることになります。合併いたしますと、すぐもう町長選の準備を始めなければなりませんので、そういうふうに法で定められております。

それから、もう一つ、公平委員会がございますけれども、これにつきましては、両町村とも日高郡の公平委員会の方に共同設置をしてございますので、事務手続だけで済むことになります。南部町、南部川村が抜けて、新しい新町で加入をすることになろうかと思えます。

それから、監査委員につきましては、新町長が決まってから、人事案件として提案をしていただくことになるかと思えます。

固定資産評価審査委員会の委員につきましては、今現在、両町村3名ずつおるわけなんですけれども、職務執行者がその6名のうちから新しく固定資産評価審査委員を選ぶということでございます。それで、新町長が決まりまして、初議会の場で人事案件で再度、新しい固定資産評価審査委員が提案されることになろうかと思えます。

以上が法で定められた分でございます。

それ以外、各種委員会、数多くございます。それらにつきましては、南部町長と南部川村長が協議をして決めていくという案を提案させていただいてございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明をしていただきました協議第8号の特別職の身分の取り扱いにつきまして、ご質問、ご意見がございましたら、発言をよろしくお願いします。

ございませんか。

それでは、特に意見もないようですので、協議第8号の特別職の身分の取り扱いにつきまして、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。ありがとうございます。協議第 8 号の特別職の身分の取り扱いについては、原案のとおり承認されました。

ありがとうございました。以上をもちまして前回提案された 8 件の協定項目について、協議、確認をされました。

ここで、さきに協議されました協議第 3 号の新町の名称についてと協議第 7 号 議員の定数及び任期の取り扱いについては、両項目とも専門委員会を設置して検討していくと、こういうことが確認されております。このことについて、事務局から追加議案が提案されております。

お諮りします。

日程に議案第 8 号の新町の名称に関する専門委員会設置要綱についてと議案第 9 号の議会議員の定数等に関する専門委員会設置要綱について、追加してよろしゅうございますか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。

それでは、議案第 8 号の新町の名称に関する専門委員会設置要綱について、議案第 9 号の議会議員の定数に関する専門委員会設置要綱についてを、これを議題といたします。

新町の名称に関する専門委員会設置要綱について、事務局より説明を求めます。

事務局長 そうしたら、ただいまお配りをさせていただきました追加日程の 1 ページ、議案第 8 号をお願いしたいと思います。

新町の名称に関する専門委員会設置要綱について。

新町の名称に関する専門委員会設置要綱(案)について別紙のとおり提出する。

平成14年12月11日提出、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良。

2 ページをお願いします。

新町の名称に関する専門委員会設置要綱(案)。

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、南部町・南部川村合併協議会専門委員会規程第10条の規定に基づき、新町の名称に関する専門委員会(以下「専門委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 専門委員会は、新町の名称の選定方法等に関し、調査または協議を行うものとする。

(委員)

第 3 条 専門委員会の委員は、次に掲げるとおりとする。

- (1)南部町・南部川村合併協議会規約第 7 条第 1 項第 1 号委員。これは両首長を指しております。
- (2)南部町・南部川村合併協議会規約第 7 条第 1 項第 2 号委員のうち会長が指名した各町村各 1 名の委員。2 号委員と申しますのは、議会議員を指してございます。
- (3)南部町・南部川村合併協議会規約第 7 条第 1 項第 4 号委員のうち会長が指名した各町村各 3 名

の委員。4号委員と申しますのは、学識経験者の方を指してございます。

(役員)

第4条 専門委員会の役員は、次のとおりとする。

(1)委員長1人。

(2)副委員長1人。

(経過報告)

第5条 委員長は専門委員会における調査または協議会等の経過については、必要に応じて協議会の会議(以下「会議」という。)に報告するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

(附則)

この要綱は、平成14年 月 日から施行するという案で、先ほど協議をいただきまして、専門委員会を設置することに確認をいただきましたので、専門委員会の設置要綱を提案をしたいと思っております。

よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

議長 ただいま事務局より議案第8号の新町の名称に関する専門委員会設置の説明がございました。これについて、ご意見、ご質問、お願いをいたします。

E委員。

E委員 今、提案説明されたんですけども、これはきょう決めるんですか。決めるとすれば、休憩か何かせんと決められないので、そこらあたり、事務局よろしく……。

議長 ちょっと待って。これ、今のはこれ、新町の名称に関する専門委員であって、あと引き続いてすぐに議員定数の専門委員の説明があると思います。それが終わってから……。

E委員 一括してないんか、これは。別々になっているの。はい。

議長 引き続いて、議員定数の専門委員の件について説明をしてくれます。

事務局長 すみません。ただいまお配りしました3ページに議案第9号といたしまして、議会議員の定数等に関する専門委員会設置要綱について。

議会議員の定数等に関する専門委員会設置要綱(案)について別紙のとおり提出する。

平成14年12月11日提出、南部町・南部川村合併協議会会長ということで、4ページに要綱がございます。

議会議員の定数等に関する専門委員会設置要綱(案)。

(趣旨)

第1条 この要綱は、南部町・南部川村合併協議会専門委員会規程第10条の規定に基づき、議会議員の定数等に関する専門委員会(以下「専門委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門委員会は、議会議員の定数及び任期に関し、調査または協議を行うものとする。

(委員)

第3条 専門委員会の委員は、次に掲げるとおりとする。

(1)南部町・南部川村合併協議会規約第7条第1項第2号委員のうち会長が指名した各町村各2名の委員。2号委員とは議会議員の方々を指しております。

(2)南部町・南部川村合併協議会規約第7条第1項第3号委員。これは、現在、両町村の助役になってございます。

(3)南部町・南部川村合併協議会規約第7条第1項第4号委員のうち会長が指名した各町村各2名の委員。両町村の学識経験者の方のうちから2名ということでございます。

(役員)

第4条 専門委員会の役員は、次のとおりとする。

(1)委員長1人。

(2)副委員長1人。

(経過報告)

第5条 委員長は専門委員会における調査または協議会等の経過については、必要に応じて協議会の会議(以下「会議」という。)に報告するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

(附則)

この要綱は、平成14年 月 日から施行するということで、議案第8号及び9号につきましては、先ほどご協議をいただきまして、確認いただきました専門委員会を置くということを受けましての設置要綱の案でございます。

すみません。ただいまも説明いたしました4ページの第1条の2行目ですけれども、訂正をお願いしたいと思います。「(以下「専門委員会」という。）」、この後に平仮名の「に」を、「専門委員会に関し」というふうに、「に」を1字挿入していただきたいと思います。

それと、恐れ入ります。もう一点、第5条ですけれども、「委員長は専門委員会における調査または協議会」となっております。この「会」を削除していただきたいと思います。「協議等の経過については」というふうに訂正をお願いしたいと思います。

恐れ入ります。2ページにつきましても、第1条の第2行、「関し」の前に平仮名の「に」を挿入をお願いしたいと思います。

それと、第5条、「協議会等」のこの「会」を削除していただきたいと思います。

以上、訂正方よろしくお願いたしたいと思えます。おわびを申し上げて、訂正、よろしくお願ひします。

以上で設置要綱についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。

議長 ただいま新町の名称に関する専門委員会設置要綱についてと議会議員の定数に関する専門委員会設置について、その要綱の説明がございました。

これについてご意見のある人、ご質問のある人。

N委員。

N委員 これ、両方の要綱とも3条の2で2号委員が議員ということで入っておるんですが...、失礼しました。4ページの分は3条の1号ですね。南部川につきましては、来年の2月いっぱいでもう終わりなんです。この辺のことについて、任期というのか、その辺はどうなりますか。

事務局長 議員さんにつきましては、それぞれ会長が各3名指名をさせていただいてございます。それで、任期でもし交代されることがあったとするならば、再度、会長が指名をすることになるかと思えます。指名をし直す形にならざるを得ないのではないかなと考えてございます。

議長 ほかに質問。

もちろん今の場合、南部もその後、2カ月後にあるのやから。

E委員 議長、すみません。さっきは失礼しました。

とすると、これ、一応専門委員会を持たないと、これ、委員長、副委員長というのは決まらんですね。

議長 そうです。

E委員 ということは、これ、休憩してするんですか。後日にするんですか。

議長 きょうは、これからすぐやります。

E委員 だから、それをどうするんですかと聞いている。

議長 すぐやります。

ほかに。

それでは、ただいまの設置要綱について、ご承認いただいた、こういうふうに思いますので、拍

手でお願います。

(拍手)

議長 以上をもちまして追加日程の議案事項についての審議はこれで終わりたいと思います。
ここで事務局から連絡がございます。

司会 それでは、ただいま設置されました新町の名称に関する専門委員会委員と議会議員の定数等に関する専門委員会委員を会長から指名させていただきます。

会長 それでは、指名させてもらってよろしいですか。

新町の名称に関する専門委員会について。

名称が新町の名称に関する専門委員会。

設置年月日が平成14年12月11日。

目的。新町の名称の選定方法等に関し、調査または協議等を行う。

任務。新町の名称を決定するに当たり、方針案を作成する。

委員構成。専門委員会の委員は新町の名称に関する専門委員会設置要綱第3条の規定による。

新町の名称に関する専門委員会の名簿。町村名、南部町。氏名、山崎繁雄、備考として1号委員。それから、玉井尚、2号委員。立田圭一郎、4号委員。西野正和、4号委員。尾崎剛通、4号委員。南部川村、山田五良、1号委員。小山博、2号委員。坂本さわゑ、4号委員。前田操、4号委員。西定吉、4号委員。

以上のとおり、新町の名称に関する専門委員に委嘱をいたします。

次に、議会議員の定数等に関する専門委員会についてでございますが、名称が議会議員の定数等に関する専門委員会。

設置年月日。平成14年12月11日。

目的。新町の議会議員の定数及び任期に関して調査または協議等を行う。

任務。新町の議会議員の定数及び任期を決定するに当たり、方針案を作成する。

委員構成。専門委員会の委員は議会議員の定数等に関する専門委員設置要綱第3条の規定による。

議会議員の定数等に関する専門委員会名簿。町村名、南部町。氏名、平松泰一、2号委員。宮崎常二、2号委員。杉本正博、3号委員。三前雅信、4号委員。永井恵子、4号委員。南部川村、西玉集一、2号委員。中家克己、2号委員。今木國隆、3号委員。井口黎明、4号委員。永井俊子、4号委員。

以上が議会議員の定数に関する専門委員会で、それぞれ両方の委員会を今申し上げたようお願いいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

司会 なお、専門委員会の役員は、規定により委員さんで互選していただくことになっております。

この後、休憩となります。別室を用意しておりますので、恐れ入りますが、休憩中にそれぞれの専門委員会の委員長と副委員長を互選していただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、ただいまから10分間、15時45分まで、トイレの時間も含めて10分間休憩いたします。

午後3時35分 休憩

午後3時45分 再開

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に選任されました専門委員会の役員について、報告をお願いいたします。

まず、新町の名称に関する専門委員会の方から役員の報告をお願いします。

I委員 委員長には南部町のHさん、それから副委員長には南部川村のGさんをお願いいたします。

(拍手)

井議長 それでは、引き続きまして、議員定数の専門委員会の方からの報告をお願いします。

M委員 議会議員の定数等に関する専門委員会の委員長及び副委員長の報告をさせていただきます。

10名の委員の互選によりまして、委員長に南部川村、Dさん、副委員長に南部町のCさんでございます。

(拍手)

議長 今、ご報告のありましたとおり、新町の町名に関する専門委員会の委員長には南部のHさん、それから副委員長には南部川のGさん、それから議員定数の専門委員会の委員長には南部川村のDさん、副委員長には南部のCさん、こういうことに決定させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、引き続きまして、今回提案される協議事項に移りたいと思います。

協議第9号の旧町村の慣行の取り扱いについてから、協議第15号 消防団の取り扱いについてまで、一括して事務局から説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局長 それでは、本日お配りをいたしております資料でございます。本日お配りさせていただきました資料の6ページから説明をさせていただきます。

協議第9号 旧町村の慣行の取り扱いについて。

旧町村の慣行の取り扱いについて提出する。

平成14年12月11日提出、南部町・南部川村合併協議会会長。

旧町村の慣行の取り扱いについて。

新町の町章・町民憲章・花、鳥、木・町歌については、合併までに調整し、新町において新たに定めるという案で提案させていただいてございます。

参考に、7ページには今現在の両町村の町章及び村章が上にございます。これは公募したというふうに聞いてございます。それから、憲章につきましては、南部町に町民憲章がございまして、南部川村には村民憲章がございません。

8ページでは、各自治体の花、鳥、木ですけれども、南部町では62年11月7日に制定されております。花は梅、木はモッコク、鳥は指定してございません。南部川村の場合、花は梅、鳥はウグイス、木はウバメガシ、こういうふうに現在はなっております。

それから、自治体の歌なんですけれども、南部町には町歌は現在、ございません。南部川村には村歌がございまして。

以上が現況でございます。これらについて、合併までに調整をして、新町において新たに定めるという案で提案させていただいております。

それから、引き続きまして、9ページですけれども、協議第10号 農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱いについて。

農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱いについて提出する。

平成14年12月11日提出、南部町・南部川村合併協議会会長。

農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱いについて。

農業委員会の委員の定数及び任期については、新町に1つの農業委員会を置き、選挙による委員の定数は合併までに調整する、こういう案で出させていただいてございます。

これにつきましても、両町村の農業委員会で今後どうしていくのがいいのか、いろいろご協議をいただいている最中でございます。それで、提案としましては、新町に1つの農業委員会を置き、選挙による委員の定数は合併までに調整するという案で提案させていただいております。

続いて、10ページに現状を載せさせていただいてございます。今現在、南部町の農業委員は、選挙委員が12名、選任委員は議会が5名、農協1名、農業共済からはございませんので、現在、18名の委員です。南部川村の農業委員もまるきり同じでございます。選挙委員が12名、議会推薦5名、農協1名の18名でございます。

次回の予定任期でございますけれども、南部町は16年4月1日から始まりまして、19年3月31日までの3年間となっております。南部川村の農業委員につきましては、16年2月1日から新しく任期が始まりまして、19年1月31日までということで、両町村2カ月の開きがございまして。

2としまして、新町の農業委員会の選挙による委員の定数及び任期で、新町に1つの農業委員会を置く場合ということで、新たに選挙をする場合と、合併特例法による特例がございまして、在任特例ですけれども、合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間在任することができるという特例がございまして。

11ページでは、関係法令を添付させていただいております。第3条の第2項で農業委員の数なんですけれども、政令で定めるものとございまして、政令はその下の方にございます第1条の3ということで、区域の面積が2万4,000ヘクタールを超える市町村またはその区域内の農地面積が7,000ヘクタールを超える市町村につきましては、農業委員会を2つ置くことができることになってございます。それで、両町村の面積が120.26平方キロでございまして、農地面積、合わせますと2,223ヘクタールということでございますので、新町では農業委員会は1つということになってございます。

続きまして、12ページでは、選挙による委員の定数でございますけれども、政令によって定める基準で10人から40人の間で定めることになってございまして、一番下の表を見ていただきますと、1番として、その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会等につきましては20人以下、それから3としまして、区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ農家数が6,000を超える農業委員会は40人以下で定めることになっております。新町は、この間の2に入りまして、1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会に該当をすることになりますので、30名以下で条例で定めなければならないことになってございます。

13ページにつきましては、在任特例を使う場合の特例に関する部分の法律関係を添付させていただいております。

なお、先進事例、下に載っておりますように、さいたま市、西東京市、篠山市等につきましては、在任特例を使っております。

それで、今、両町村の農業委員会でそれぞれ審議していただいておりますけれども、もし選挙をすることになると、空白期間ができることとなります。合併して50日以内に選挙をしなければならぬんですけれども、農業委員会への案件が出されまして40日以内に回答しなければならない分ございますので、その場合どうするかということなんですけれども、従前は県知事が代行して行うことになっておりました。ですけれども、地方分権法の改正でその項目がなくなりまして、各市町村で審議をしなければならないことになっております。ですので、方法としては、在任特例でつなぐか、合併して早い時期に選挙を行って、選挙委員で農業委員会を構成して審議をしていくかという2つの方法になるかと思っております。これらにつきましては、次回の1月に予定しております第3回目の協議会で皆様方にご協議をいただきたいと思っております。法的なものだけ、本日説明をさせていただきます。

続きまして、14ページ、協議第11号 地方税の取り扱いについて。

地方税の取り扱いについて提出する。

平成14年12月11日提出、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良。

地方税の取り扱いについて。

案としましては、個人町(村)民税・法人町(村)税・固定資産税・軽自動車税・町(村)たばこ税・鉱産税・特別土地保有税については、町税として現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

納期については、法定納期を基本とし、納税者の納付性を考慮し、各税目の納付月の重複を回避し、地域性(6月の農繁期)を加味し、統一納期を定める。

特別土地保有税については、地方税法第 595条に規定する都市計画区域を有する市町村により免税点 5,000平米に統一をする、こういう案で出させていただきます。

15ページ以下、参考資料をつけてございますけれども、個人村民税の税率等につきましては、両町村変わりございませんので、現行どおり。それから、納期につきましては、南部町は8月、9月、10月、11月の1期から4期、南部川村につきましては、8月、10月、1月の3期となっております。それを、備考欄にございます7月、8月、10月、1月に統一をしたいということでございます。

ちなみに、南部町の場合、固定資産税と住民税が集合税として両方合わせて8、9、10、11の4回に分けて納期が定められてございますけれども、南部川は単税徴収となっております。

それから、特別徴収につきましては、同じで、変わりはありません。

続いて、2として、法人町(村)民税、これらについては差はございませんので、このまま現行どおりということにさせていただきたい。

16ページの固定資産税なんですけれども、税率は100分の1.4、標準税率を使うということ。それから、納期ですけれども、南部町は8月、9月、10月、11月の4期でございます。南部川村が7月、9月、11月、2月の4期でございます。これは統一納期としましては、1期目が7月1日から同月末まで、2期が9月1日から同月末まで、3期が11月1日から同月末まで、4期が翌年2月1日から同月末までというふうに統一をしたいというふうに案でございます。

軽自動車税につきましては、標準税率で、税率は変わってございません。納期ですけれども、南部町は4月15日から末まで、南部川村は4月16日から末までとなっております。これを、4月15日から末までに統一をしたいという案でございます。

町(村)たばこ税は現行どおり、鉱産税につきましても、違いがございませんので、現行どおりということです。

17ページの特別土地保有税ですけれども、特別土地保有税と申しますのは、遊休土地取得者に対して課税をされるものでございます。税率は100分の1.4、両町村変わりございませんけれども、これは取引金額の1.4%となっております。それから、取得につきましては、取引金額の3%。ですので、1年目は3%、2年目から1.4%、10年以上たちますと非課税という形になります。それで、免税点として、南部町5,000平米、南部川村1万平米の違いがあるわけなんですけれども、右側に地方税法を参考に載せてございます。その下から2つ目の2にありますように、都市計画法第5条に規定する都市計画区域を有する市町村の区域は5,000平米となっておりますので、新町になりますと、免税点5,000平米に統一をしたいということでございます。

なお、該当ですけれども、今、南部川村には該当者はございません。南部町には2件あるのみでございます。

それから、18ページの入湯税につきましては、両町村違いがございませんので、現行どおりとする案です。

参考としまして、19ページに都市計画税ですけれども、都市計画区域は今現在、南部町にございますけれども、都市計画税は課税をされておられませんので、今後もそれで統一をしていきたいというふうな案でございます。

以上が地方税の取り扱いでございます。

続きまして、20ページですけれども、協議第12号 一般職員の身分の取り扱いについて。

一般職員の身分の取り扱いについて提出する。

平成14年12月11日提出、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良。

一般職員の身分の取り扱いについて。

現に南部町、南部川村の一般職の職員であるものは、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

具体的な調整内容として、職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。

としまして、職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。

職階については、合併時に職名とともに9分類を調整し統一を図る。

職員の給与については、適正化の観点から統一を図る。現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行うという案で出させていただいております。

参考に、21ページに両町村の条例定数と現在の職員数載せてございます。南部町、条例定数 110名、実配置人員が91名で、条例と比べて19名の減となっております。南部川村、条例定数 101名、実配置が95名、差し引き6名の減。両町村合わせて、条例定数に比べて25人の減となっております。

22ページには職名、職階の表、南部町、南部川村の表を参考につけております。1級から8級まで、給料表8級制は両町村とも同じでございます。

続きまして、23ページです。

協議第13号 一部事務組合等の取り扱いについて。

一部事務組合等の取り扱いについて提出する。

平成14年12月11日提出、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良。

一部事務組合の取り扱いについて。

2町村のみで構成する一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新町に引き継ぎ、管理、運営は現行どおりとする。

その他の一部事務組合については、2町村は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日当該組合に加入をするという案でございます。

24ページに資料をつけてございます。法律関係とか先進事例等でございます。左側の項目のところでございますように、2町村のみで現在構成しております一部事務組合は、南部町南部川村環境衛生事務組合がでございます。これは両町村のみですので、合併の前日に解散をして、すべての事務は新町に引き継ぐということでございます。

25ページには協議会とか共同設置機関についての関係法令を添付してございます。

26ページにつきましては、現在、両町村加入しております一部事務組合の状況の一覧表でございます。田辺周辺広域市町村圏組合から始まりまして、公立紀南病院組合まで一部事務組合がでございます。それと、協議会につきましては、日高地方市町村職員研修協議会に入っております。共同設

置につきましては、日高郡の公平委員会、それから学校指導主事の共同設置、以上に入っております。一部事務組合につきましては、先ほど申しましたように、合併の前日をもって脱退をして、新町で加入をする手続きをとりたいという案でございます。

27ページには、南部町南部川村環境衛生事務組合の財産等の状況を添付してございます。土地、建物、備品、基金、地方債等、これらはすべて新町に引き継ぐことになってございます。

続きまして、28ページ、協議第14号 介護保険事業の取り扱いについて。

介護保険事業の取り扱いについて提出する。

平成14年12月11日提出、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良。

介護保険事業の取り扱いについて。

被保険者の資格管理等にかかわる事務については、2町村に相違がないため、現行のとおりとし、新町に引き継ぐ。

要介護認定・要支援認定にかかわる事務。

、認定調査については、職員が行うケースと委託との併用とし、委託料は1件につき在宅者3,000円、施設入所者は2,500円とする。

、認定審査会については、新町において2合議体とし、委員報酬については、合併までに調整し、新町において定める。

保険料の徴収にかかわる事務。

、第1号被保険者の保険料については、合併時に再算定し新保険料を設定する。なお、所得段階については、6段階方式とする。

としまして、第1号被保険者の普通徴収納期については、国民健康保険税の納期と調整をするという案で出させていただいてございます。

なお、29ページに参考として両町村の現状をつけてございます。

の中で、要介護認定・要支援認定にかかわる事務で、委託料、両町村違いがございます。南部町は在宅、施設とも2,500円、南部川村は在宅3,000円、施設2,500円ということで、施設につきましては、各それぞれの施設長に委託をして行いますので、その建物の中で調査をしていただくこととなります。在宅につきましては、両町村とも社会福祉協議会に委託してございます。それで、距離的なもの、地理的なものございまして、遠距離になります関係で3,000円で統一をしたいという案でございます。

それから、介護認定審査会ですけれども、両町村5名ずつで委員報酬、南部町は月額3万6,840円、村の場合は月額2万円の差がございます。これらについては、合併までに調整をして、新町において定めることにしたいということでございます。

30ページでは、保険料の徴収にかかわる事務ということで、保険料料率の決定でございますけれども、今現在、南部町は6段階方式をとってございます。第3段階の方を標準1としまして、2段階は0.75、第1段階は0.3、逆に第4段階の方は1.25、第5段階は1.5、それにプラスして第6段階1.7。65歳以上の普通徴収の方で、本人の所得が1,000万円以上の方につきましては、基準額の1.7というふうに定めてございます。南部川村は、現在、標準第3段階は1としまして、2段階が

0.75、第1段階は0.5、逆に第4段階へ行きますと1.25、第5段階が1.5ということでございます。

ちなみに、現在の保険料ですけれども、南部町は月額2,900円です。南部川村は月額2,600円となっております。それで、今、国の方に申請をしております平成15年度から17年度にかけての保険料ですけれども、南部町、今の予定では3,218円になる予定です。これは、あくまでも出っ放しの数字ですので、四捨五入はあろうかと思っておりますけれども、3,218円、南部川村は2,990円となっております。以上が現状でございます。

それから、31ページ、納期ですけれども、これにつきましても、両町村納期の違いがございます。南部町は4月、6月、8月、10月、12月、2月、いずれも偶数月となっております、これは特別徴収の方と申しまして、年金から天引きされる方の月に合わせてございます。南部川村の場合は、6月、8月、10月、12月、2月の5期に分けてございます。国民健康保険税が5期である関係で、5期とさせていただいておりますけれども、今後は、納期については国民健康保険税の納期と調整をしてみたいと考えてございます。

以上が介護保険についての案でございます。

最後、32ページですけれども、協議第15号 消防団の取り扱いについて。

消防団の取り扱いについて提出する。

平成14年12月11日提出、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良。

消防団の取り扱いについて。

消防団については、合併時に統合をするという案です。

南部町、南部川村の消防団の団員である者については、新町に引き継ぐものとする。

組織、階級、定員、訓練、出動体制、被服等の貸与、福利厚生については、合併までに調整し、新町に引き継ぐものとする。

として、任用、報酬及び出動手当については、合併までに調整し、新町で定めるものとする、こういう案で出させてもらってございます。

33ページには、参考としまして、両町村の現状を載せさせていただいております。

組織としましては、南部町は本部がありまして、その下に第1分団、第2分団、第3分団、第4分団と4分団でございます。南部川村の場合は、本部と分団が3つ、第1、第2、第3の3分団でございます。

階級は変わりございません。

定員ですけれども、南部町消防団は125名、南部川村消防団175名、合わせますと300名ということですが。

主な活動、訓練はほとんどよく似通っております。

出動体制ですけれども、火災の場合、南部町は全分団が出動することになっております。南部川村の場合、現在、第一次出動ということで、管轄分団が出動して、要請があれば、第二次出動で全分団出動するようにしてございます。そこらの違いがございます。

貸与品につきましては、防寒着の違いがあるだけです。

福利厚生は同じです。

最終34ページに報酬関係ですけれども、団長以下団員まで、報酬それぞれ違いがございます。これは、合併までに調整をして、新町で決めることになろうかと思えます。

消防車両等につきましては、そこにありますとおりでございます。

下にさいたま、西東京、篠山市の先進事例をつけてございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

次回にご協議をいただくことになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

議長 ありがとうございます。

ただいま協議事項についての説明があったわけでございますけれども、これは次の協議会で協議、確認すると、そういう手順になっております。おるんですが、差し当たって質問がございましたら、ございませんか。

それでは、協議事項につきましては、委員の皆さん方、それぞれひとつご検討いただきまして、次回の協議会で協議を重ねていただきたいと、このように思っております。

以上をもちまして協議事項の提案及び審議を終わりたいと思えますが、続きまして3の確認事項について、事務局から説明お願ひします。

事務局長 続きまして、35ページ、一番最終ページになろうかと思えます。

確認事項でございますけれども、第2回、これは本日12月11日行っております。第3回目ですけれども、年明けまして平成15年1月23日の木曜日、時間は同じ1時半からで、場所は今度変わります、南部川村の保健福祉センターで行いたいと考えてございます。次回の協議会は、15年1月23日、南部川村保健福祉センター、1時半ということで確認をいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長 以上をもちまして協議事項の提案及び確認事項の説明を終わります。

以上で本日の議事につきましては全部終了いたしました。

特に委員の皆さん方から何か質問、ご意見はございませんか。

A委員。

A委員 もう既に承認をされた件であります、先ほどの新町の位置ですね、南部川の現在の庁舎は第2庁舎にするということ。当面の間とか、あるいはまた暫定期間というのは、今の時点でそういう説明は避けていただきたいと思えます。というのは、やはり村民感情というものもあるんです。その辺、お願ひしておきたいと思えます。

議長 事務局。

事務局長 ただいまご意見ございましたように、そのように今後表現を気をつけて、配慮してい

きたいと思います。

議長 よろしゅうございますか。

A委員 はい。

議長 ほかに。

特になければ、委員の皆さん方には長時間にわたって大変ご苦労さまでございました。これをもちまして本日の会議を閉じたいと、こう思います。

どうかひとついい正月をお迎えください。

それでは、最後に山崎南部町長からごあいさつがございます。

副会長 大変長時間にわたって、大体会議というのは2時間ぐらいで終わるのが普通の通例のようではありますが、本日はもう大変長時間にわたって熱心にご討議いただきました。

いろいろの点があると思いますが、特に私も思いますのは、南部川の議長がおっしゃられましたように、町民感情、村民感情というのももちろんありますし、何か特に位置の決定でありますとか、名前でありますとかということについては、これは特に慎重に誤解を招かないようにいたしませんと、何か対等合併と言いながら、何か吸収合併のような感覚を抱かせるというようなことがあってはなりません。

これは、私も申し上げましたけれども、村長さんと意見を異にしているわけでも何でもありませんので、皆さん方がご協議いただくことでありますけれども、南部と南部川の合併というのは、まさに対等でありますし、それから少なくとも合併すれば、今までのサービスが全部維持されるということは、これは保証できません。あるいは、サービスは高い方に、負担は低い方になんていうのは、これはできるはずがありませんけれども、幸い南部と南部川については、きょうはご説明がありましたように、余り大きな差がない。

したがって、特に庁舎の位置を南部町の方ということについては、非常に至近距離にありますけれども、特に南部川の皆さん方に不安を感じさせないようにするというのが、これは私は南部の町長として申し上げるのではなしに、南部川の住民の皆さん方としたら当然のことでありまして、その約束で、やはり村長さんも南部と合併しようということをご決断されたことだというふうに思います。

慎重の上にも慎重にさせていただかないけませんし、少なくとも今の行政水準を下げたり、今の行政サービスの低下を招くようなことがあっては、これはきらりと光るところではなしに、きらりどころじゃなしに、曇ってしまうわけでありですので、その点はお互いに慎重に対応していかなければならぬ、これがきょうの一つの大きなテーマではないかというふうに思います。

また、それぞれの専門委員会で議員の定数の問題でありますとか、新町の問題、これも大変難しい問題でありますので、よろしく願いをいたしまして、次回の法定協議会までにいろいろとご協議

をしていただきたいというふうに思います。

本日は大変長時間、どうもありがとうございました。

議長 どうもありがとうございました。

本日の議事日程は全部終了いたしました。

この後、ご苦労ですけれどもというたら、大分長くなると思って……、ちょっと事務局の方から連絡がございますので。

司会 本日設置されました2つの専門委員会ですけれども、この後、引き続き第1回の専門委員会を開催させていただきます。

議員の定数等に関する専門委員会はこの場で、新町の名称に関する専門委員会は、先ほどの会議室で開催しますので、恐れ入りますが、移動をお願いします。よろしくお願いいたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

午後4時15分 終了

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを確認し、ここに署名する。

南部町・南部川村合併協議会議長

南部町・南部川村合併協議会委員

南部町・南部川村合併協議会委員